

柏市長 太田 和美 様

## 2022年度市民ネットワーク・かしわ予算要望書

はじめに

市民の声を聞き、市民とともに考え、政策に活かしていく自治体でなければ、市民の暮らしを守ることはできません。経済的発展は日々の暮らしの安定があってこそ成し遂げられるのであり、すべての市民が孤独にならないセーフティネットの構築が求められます。支援が必要な人には手を差し伸べ、格差の無い社会をつくること、一人一人の気持ちに寄り添い、その人らしく生きられる社会の実現こそ、柏市に最も大切にしたいことです。

私たち市民ネットワーク・かしわでは、日々寄せられる市民の声を施策に反映するべく市政の課題を指摘してきましたが、これまで訴えてきたことを元に2022年度の柏市予算編成にあたっての要望書をまとめました。誰もが「住んでよかった」「住み続けたい」と思える柏市の実現のため、後述する項目について最大限予算へ反映いただけますよう要望いたします。

なお、この要望書はExcelデータでも送付いたしますので、各課の実施状況、進捗について記入し、今年度中に返信いただけるようお願いいたします。

市民ネットワーク・かしわ代表  
柏市議会議員 林紗絵子

市民ネットワーク・かしわ事務局  
柏市東上町2-28 第一水戸屋ビル3階  
TEL：080-7628-7737（火・水・金9:00～13:00）  
shimin.network.kashiwa@gmail.com

## まちづくり

- 現状を理解し、修繕、リニューアル、移転、統合、廃止などを検討できるよう、市長・副市長・教育長は、市有施設の現地視察を積極的に行うこと。(地域づくり推進部秘書課)
- 柏駅西口北地区再開発事業は、膨大な市税が補助金として投入される財政面からも、多くの市民が利用する駅前の立地面からも、地域住民だけではなく柏市民全体にとっての大きな課題であるため、準備組合の事業計画案が定まる前であっても、随時その経過を市民に説明していくこと。(都市部中心市街地整備課)
- これまで市の予算を使って作られた事業化推進委託報告書など、全ての書類について黒塗りせずに公開すること。(都市部中心市街地整備課)
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、将来の地域環境、教育や福祉などの市の施策に与える影響について検証し、市民に公開すること。(都市部中心市街地整備課)
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、広く市民を対象に、説明会ではなく公聴会を行うこと。(都市部中心市街地整備課)
- 準備組合が事業計画案を示したら速やかに、市の財政に与える影響を検証し、公開すること。(都市部中心市街地整備課、財政部財政課)
- 補助金額については、補助金要綱や法律の上限額にとらわれず、市の長期的な財政への影響を勘案して検討すること。(都市部中心市街地整備課、財政部財政課)
- 高島屋が準備組合を離脱するなど、準備組合参加者や事業者を取り巻く状況が大きく変わり、コロナで市の財政状況の見通しも立たなくなっていたため、柏駅西口北地区再開発事業については一度凍結し、見直しを行うこと。(都市部中心市街地整備課、)
- 市街化調整区域内の土地利用が周辺生活環境を損なう建築物の建設に繋がらないよう、近隣住民目線で「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」を見直すこと。(都市部都市計画課)
- 高齢者の運転免許の自主返納が進むよう、タクシーやバスの割引等、市独自の返納への優遇策を進めること。(土木部交通政策課)
- 老朽化した市立病院を早期に現在地で建て替えるため、具体的な計画を進めること。(保健福祉部医療公社管理課)
- 規模、蔵書数、司書数も含め、人口 42 万人の中核市に相応しい中央図書館の創設を目指し、具体的な計画を進めること。(生涯学習部図書館)
- 受益者負担の考え方を再検討し、市民の生活施設として公共性の高い駐輪場の受益者負担率を、野球場やバーベキュー広場などのレクリエーション施設よりも軽く設定すること。特に、通勤や通学で利用する年間利用と、買い物などで利用する一時利用について分けて考えること。(財政部財政課、土木部交通施設課)

●地域別の将来人口推計を鑑み、柏の葉キャンパス地区と柏駅周辺の二極集中政策を改め、急激な人口増加が見込まれる地域の人口増加を抑え、急激な人口減少が見込まれる地域の人口減少を緩やかにするための施策を行うこと。

(企画部経営戦略課)

●空き家対策は、家賃責務保障契約助成、家賃補助、空き家を活用した借上型市営住宅制度など、住宅確保要配慮者の居住支援が空き家の解消にも結び付くような仕組みの構築を行うこと。アパートなどの集合住宅を含めて計画を行うこと。

(都市部住宅政策課、住環境再生課)

## 人権擁護

●本市の事業を受託した事業者について、労働者個人に対して、支払い賃金の調査を行うこと。(財政部契約課)

●本市の事業を受託した事業者の全ての労働者が十分な賃金を得られるよう、公契約条例の制定を検討すること。(財政部契約課)

●市役所職員からの公益通報窓口として、行政内部の人事課だけではなく、弁護士等外部の通報窓口を設けること。(総務部人事課)

●内部通報制度を非正規職員も含めて全職員に周知させ、十分に機能させること。また通報者の不利益にならないよう特段の配慮をすること。また、不受理の場合はその理由を公表すること。(財政部人事課)

●全ての施策が柏市人権擁護指針に沿って取り組まれるよう、全課の職員が毎年、柏市人権擁護指針に目を通し、指針内容を日々の業務に反映させること。(地域づくり推進部広報広聴課)

●子どもをあらゆる人権侵害から救済し、子どもの人権が守られるように、子どもが関わるあらゆる施策(生活保護や家庭児童相談、学校運営等)でアドボケイトの理念を持ちながら、保護者の意見と区別して子どもの意見を聞くこと。(保健福祉部生活支援課、こども部こども福祉課、学校教育部児童生徒課)

●SDGsの一環としてフェアトレードを推進するため、職員の出前講座や公民館主催事業、ホームページや広報かしわへの記載で啓発すること。(市民生活部消費生活センター)

## 防災

●市営施設のガラス飛散防止対策を進めること。特に小中学校の普通教室など、子ども施設を優先して予算を付けること。(総務部資産管理課、学校教育部学校施設課、財政部財政課)

●公共施設の減災対策については、公共施設等低炭素化指針のような統一的な指針を作り、全庁的に進めていくこと。(総務部防災安全課)

●長期的な停電に備え、公共施設における非常用発電機と燃料の備えを充実させること。(総務部資産管理課、総務部防災安全課)

●市庁舎等、公共施設のエレベーターの中には、大地震などの際の閉じ込めを想定して、飲料水や簡易トイレ、懐中電灯などの非常用備蓄品を備えること。同様に一般建築物のエレベーターにも非常用備蓄品を準備するよう啓発すること。(総務部資産管理課、防災安全課)

●長期的な停電に備え、医療機関や福祉施設への電源車の優先配置についての想定と計画を毎年見直すこと。(総務部防災安全課)

●自宅で医療機器を利用しているなど、停電が命に関わる市民が発電機や蓄電池等を購入しやすくなるよう、千葉市を参考に、発電機や蓄電池等を日常生活用具給付事業の対象品目に追加すること。(保健福祉部福祉政策課)

●土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住人に、避難情報の意味と避難のタイミングについてわかりやすく周知し、危険な状態になる前に避難行動を起こす住民を増やすこと。(総務部防災安全課)

●避難行動計画を立てていない浸水想定区域内の福祉施設へ、早急な対応を求めること。(総務部防災安全課)

●下水道、河川等への雨水の集中的な流出を抑制するため、また市民の防災意識向上のため、浄化槽転用型雨水貯留施設や雨水タンクなど雨水貯留施設設置費に対して助成を行うこと。(土木部河川排水課)

●前年踏襲で行われていることの多い学校での防災訓練や防犯教育を防災安全課と連携して抜本的に見直し、子どもたちが身の安全を守るために最適な行動を起こし、危険を回避する能力を養える内容に改善できるよう具体的な例を用いて指導すること。(学校教育部学校教育課)

●平日の昼間に大地震が起これ、公共交通がマヒした場合、保護者がなかなか子どもを引き取りに来られなくなるであろう状況を想定し、教職員のシミュレーション訓練を行うこと。(学校教育部学校教育課)

●避難所の運営は、車中泊や自宅避難者への対応、ペットや感染症対策に留意し、国際的な水準であるスフィア基準を参考に計画すること。(総務部防災安全課)

●福祉避難所は、障害の種類や必要とする支援ごとの対象者を想定して様々な施設を指定し、公開すること。特に医療的ケア児や自宅で医療機器を使う市民が命をつなげるよう、電源車が優先配置される福祉避難所を設定すること。(総務部防災安全課、保健福祉部福祉政策課)

●東海第二原発で事故が起きた場合の柏市の被害状況や、周辺自治体からの避難者受け入れなどの対応策を具体的に検討し、再稼働に反対の意思を示すこと。(総務部防災安全課、地域づくり推進部秘書課)

●刑務所出所者の再犯を防ぎ、更生させるために、依存症に対する保健指導、健康相談、就労支援や、生活支援など、必要な支援策を検討し、包括的に支援できる体制を構築すること。(保健福祉部福祉政策課)

## 広報広聴・情報公開

●市民が目にする可能性のある啓発物やパンフレットは、発行日と発行責任部署の記載を徹底すること。なお、年号は和

暦だけではなく西暦も併記すること。(地域づくり推進部広報広聴課)

●広報かしわと議会広報を全戸配布にすること。(地域づくり推進部広報広聴課)

●学校を通して子どもや保護者に配布される広報物選定においては、柏市の公共施設への配架基準を参考にして明確な基準を設け、一般事業者による営利目的の広報物を配布しないこと。教育・福祉に寄与する地域活動団体が、学校を通して広報物を配布できるよう、コミュニティースクール事業の中で検討すること。(学校教育部学校教育課)

●市民が目にする可能性がある全ての啓発物やパンフレット、各種手続き書類にユニバーサルデザインフォントの採用を徹底できるよう、「広報広聴の手引き」について、毎年全ての部署に周知すること。(地域づくり推進部広報広聴課)

●重要施策の決定に際しては、その都度市民が直接意見を述べることのできるよう、パブリックコメント等を実施するだけでなく、必ず公聴会を実施すること。(地域づくり推進部広報広聴課)

●審議会の議事録は、終了後 1 カ月以内に行政資料室に配架し、市ホームページで公開すること。(企画部情報業務改善課)

●行政資料の見直しを図り、常にペーパーレス化に努めること。(地域づくり推進部広報広聴課、総務部行政課、企画部情報業務改善課)

## 性別にとらわれない社会づくり

●同性パートナーシップ制度など、性の多様性を尊重し、差別をしないための施策を進めること。(地域づくり推進部共同推進課)

●当事者や支援者など、性的マイノリティの実情に精通した相談員を男女共同参画センターに配置し、相談支援を行うこと。また、相談員の全員へ定期的な研修を増やすこと。(地域づくり推進部共同推進課)

●男性の育児休業取得を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業の取得が難しいとされる市内の中小企業等に勤務する男性と事業主に対し、育児休業取得に係る奨励金を支給する制度を創設すること。(経済産業部商工振興課)

●男性育休取得率を大幅にアップさせた千葉市を参考に、市職員から男性育休取得が当たり前の職場環境をつくること。(総務部給与厚生室)

●法定雇用率に換算される週 20 時間以上の就労だけではなく、超時短勤務も促進するなど、障害特性に合わせた多様な働き方ができる障害者雇用推進施策を検討していくこと。(総務部人事課、保健福祉部障害福祉課)

●DV 被害経験者や男性に対しての苦手意識のある引きこもりの女性は、男女問わない相談支援には繋がりにくいことを踏まえ、女性若年無業者の実態調査を行い、女性に特化した自立支援、社会参加の準備の場をすること。(地域づくり推進部共同推進課)

## 誰もが安心して暮らせる社会へ

●今後増えていくと予想される認知症、知的障害、精神障害など、自分で十分な判断をすることができない方の権利や財産を守り、法的に支援するため、成年後見人を増やすための取り組みを行うこと。(保健福祉部地域包括支援課)

●高齢独居や困窮、障害、ひとり親等、賃貸への入居が困難な市民への居住支援施策を講じ、住宅セーフティネットを形成すること。特にすでに千葉市や船橋市が導入している家賃責務保障契約助成を早急に開始すること。(都市部住宅政策課)

●発達障害・知的障害などを持つ子どもの相談体制について、保健所・教育委員会・児童相談所・保健福祉部・子ども部などに相談機能や手続きの担当が分散し、連携が十分とは言えない現状について改善すること。(子ども部子ども発達センター、学校教育部児童生徒課、子ども部子ども福祉課、保健福祉部障害福祉課)

●総合防除の考え方に基づいて公共施設における薬剤使用に関する基本方針を策定するなど、化学物質過敏症やシックハウス症候群患者でも安心して公共施設を利用できるような体制づくりを進めること。特に公共施設で芳香剤の不使用を徹底すること。(総務部資産管理課、地域づくり推進部地域支援課)

●介護保険制度を利用できず、医療費の公的助成も対象外の18歳~39歳のがん患者のために、40歳未満の末期がん患者を対象に、在宅療養サービスの利用料助成を行うこと。(保健福祉部福祉政策課)

●障がいや医療的ケアが必要な大人と介護者のために、公共施設の多目的トイレには多目的シートを設置すること。(保健福祉部福祉政策課)

●身寄りのない高齢者の孤立死、孤独死を防ぎ、生前の意思に沿った終末医療や葬儀を行うことができるように、横須賀市のエンディングサポート事業等を参考に、財産管理・相続・納税・エンディング等に関しての啓発を行い、総合的な窓口を設置すること。(保健福祉部福祉政策課)

●ウイングホール柏斎場が混み合い過ぎていて利用できないなど、止むを得ない事情で他市の斎場を使う市民に対して、木更津市のように差額の助成を行うため、3市で協議を進めること。(企画部経営戦略課)

●柏市に居住する外国籍の子どもの就学状態の把握に努め、就学できていない子どもの生活状況把握についても毎年徹底すること。(学校教育部学校教育課、地域づくり推進部協働推進課)

●日本語に不自由な転入者に、多言語の案内を確実に手渡すこと。(地域づくり推進部協働推進課)

## 困難に直面する子どもたちの支援

●休止中の「かしわこどもの未来応援会議」によって複数部署の連携を図っていたこどもの貧困対策は、プロジェクト専任職員を置くなど、それぞれの部署の業務に埋もれないような体制に改善し、子ども福祉課以外の課も主体的に貧困対策に取り組むこと。(子ども部子ども福祉課)

●豊四季保育園のみで医療的ケア児を受け入れる現行体制を見直し、教育委員会を参考に全市立保育園で原則受け

入れること。私立園での受け入れも進むよう、支援策を講じること。経鼻経管栄養の子どもの保育受け入れについても検討すること。(こども部保育運営課)

●医療的ケアを必要とする子どもが、学校を卒業した後の通所先の確保に努めること。(保健福祉部障害福祉課)

●在宅難病や医療的ケアの子どもは、感染症等が大きなりリスクになり、不特定多数の子どもの遊び場には参加しづらいため、「ほっとるーむ東松戸」の「ほわほわの森で遊ぼう」を参考に、在宅難病や医療的ケアの子どもと家族の居場所、相談場所を作ること。(こども部子育て支援課)

●家庭養護推進のため、里親支援団体等と連携し、里親普及啓発活動、特に市内の里親説明会を増やしていくこと。見相設置までに、明石市のような毎月開催を目指すこと。(こども部こども福祉課)

●家庭養護推進のため、明石市を参考にショートステイ里親やボランティア里親制度の実施についても検討すること。(こども部こども福祉課)

●近隣の児童養護施設や児童自立支援施設などの退所者を対象とした支援策を行うこと。(こども部こども福祉課)

●一般社団法人 Colabo の活動などを参考に、困窮や軽度の知的障害、虐待、ネグレクトなどから孤立する若年女性が性的搾取に繋がる現状を把握し、福祉的な視点での補導を行うなど、アウトリーチ型の相談支援を検討すること。(こども部こども福祉課、地域づくり推進部協働推進課)

## 子ども施設の整備と運用

●アレルギーや宗教的理由等でおやつが食べられない子どもに配慮し、こどもルームの保育料とおやつ代を分けて徴収すること。(こども部学童保育課)

●こどもルームのおやつ選定にあたっては、学校給食や保育園給食を参考に、合成着色料や保存料、香料などを含まないものにするなどガイドラインに明確な基準を設けること。(こども部学童保育課)

●予防接種を受けない子どもを入園拒否しないよう、全保育園とこども園、特に私立認可保育園にも、毎年周知徹底すること。(こども部保育運営課)

●保育園の施設整備については、現場からの修繕・改修要望に十分に応えるため、予算を拡充すること。(こども部保育運営課)

●保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、化学物質過敏症を誘発する化学香料を使用した芳香剤などを使用しないこと。(こども部保育運営課、こども部学童保育課、こども部子育て支援課)

●保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、刺激の強い抗菌剤を含む手洗い洗剤を使用しないこと。(こども部保育運営課、こども部学童保育課、こども部子育て支援課)

●保育園、学童保育、児童センターなどの子ども施設で、PRTR 法で規定される指定化学物質(特に第一種指定化学物

質)を含む洗剤等を使用しないこと。(こども部保育運営課、こども部学童保育課、こども部子育て支援課)

## 切れ目のない子育て支援

- 多胎妊産婦の肉体的・精神的・経済的負担は過度に大きく、育児ノイローゼや虐待、自死のリスクが非常に大きいことがわかっている。一時的な産後ケア事業だけではなく、継続的な家事サービスやファミサポ利用助成など、多胎妊産婦への産後支援を特に手厚く行うこと。(保健所地域保健課、こども部こども福祉課)
- はぐはぐ広場など、子どもの遊び場としていつでも気軽に立ち寄れ、相談できる居場所を拡充すること。(こども部子育て支援課)
- 妊娠子育て相談センターは現在、本庁・駅前・ウェルネス柏(中央地域)・沼南庁舎(沼南地域)にあるが、北部地域や旧柏市南部にも拡充すること。(保健所地域保健課)
- ファミリー・サポート・センター事業については、入会金と年会費、入会説明会がなくなるなど、利用者の利便性が高まったが、保護者の冠婚葬祭や急用、保護者自身が病気の時の預かりなど、事前打ち合わせが困難な場合の利用が難しい。岐阜市では通常と緊急時の預かりや送迎についての利用料金や対応を分けることで、緊急時も利用できるようにしている。このような先進事例を研究し、更に利用しやすい事業を目指すこと。(こども部子育て支援課)
- ダブルケアを行いながら働く過酷な生活環境の保護者に対して、保育園入所の優遇や、ファミサポ利用助成など、必要な支援を行うこと。(こども部子育て支援課、保育運営課)
- インフルエンザ等による学級閉鎖の際に保育が必要な児童を把握し、支援を行うこと。(こども部子育て支援課)
- 働き方の多様化に伴ってニーズが増えている認可の夜間保育について検討を進めるため、松戸市のさわらびドリームこども園の視察を行い、本市の保護者のニーズ調査を行うこと。(こども部保育運営課)

## 子どもの居場所づくり

- 子どもが歩いて行ける地域の中に、いつでも利用できる居場所があることがとても重要であり、児童センター等を拡充すること。新設が難しくとも、既存の近隣センターやふるさと会館など、地域のコミュニティスペースの一部開放など、様々な方向性で検討を進めること。(こども部子育て支援課)
- 中高生の子どもたちのニーズを調査し、利用しやすい居場所をつくること。(こども部子育て支援課)
- 予約のない会議室を中高生の学習スペースとして開放している中央公民館に倣い、近隣センターも空いている部屋の子どもへの解放を検討すること。(地域づくり推進部地域支援課)
- 中高生の放課後の居場所の一つとして、スケートボード、ストリートバスケ、ダンスなどができる屋外施設を整備すること。(地域づくり推進部スポーツ課)
- 現行の市民プールの利用期間や利用時間等を見直し、感染症を理由に簡単に休止しない運用に変えること。



特に、都合を合わせにくい 2 時間の完全入れ替え制についての見直しを図ること。(地域づくり推進部スポーツ課)

●利用者が大変多いじゃぶじゃぶ池と同じような施設を他の地域でも増やしていくこと。(都市部公園緑地課)

●未就学児の居場所拡充のため、利用者の多いじゃぶじゃぶ池は、夏休み前後に利用期間を広げ、混雑を解消すること。また、屋外施設であるにも関わらず感染症を理由に簡単に休止する運用を見直すこと。(都市部公園緑地課)

●公園に設置されたミストは、センサー反応式や自動止水機能が付いた手動式、または 5 分ごとに ON・OFF を繰り返す小まめな時間設定にするなど、地域の子どもが利用しやすい形に改善すること。(都市部公園緑地課)

●公共施設管理計画における市民プールの削減については、地域住民の意向を十分調査して、検討し直すこと。市民に web アンケートを実施するなど、特に子どもたちの意向を聞き取る努力をすること。(地域づくり推進部スポーツ課)

●柏市の放課後子ども教室は、生涯学習部が進める学習支援や夏休みの講座に偏っていて、利用世帯が限定されている。国が進める本来の放課後子ども教室の目的に沿い、全ての子どもがのびのびと安心して過ごせる放課後の居場所づくりを進めること。

特に、自主性を育む時期である高学年児童のこどもルーム以外の居場所のひとつとして拡充するために、こども部と連携して検討すること。(生涯学習部生涯学習課、こども部子育て支援課)

●柏市子どもの生活・学習支援事業について、地域のボランティア団体や小規模塾などと連携し、早期に全中学校区に広げること。毎年入札やプロポーザルで事業者が変わる運用ではなく、慣れ親しんだ指導者が継続して子どもたちひとりひとりの暮らしを見守り支えることのできる事業にしていくこと。(こども部こども福祉課、保健福祉部生活支援課)

●近隣センターで常にフードドライブを実施し、集まった食料品を地域のこども食堂やとうかつ草の根フードバンクに寄付するなど、コロナ禍で食料品支援を始めたこども食堂の活動を支援すること。(環境部廃棄物政策課、地域づくり推進部地域支援課)

## 保健衛生

●WHOが6歳未満の子供のフッ素洗口を禁止、塗布も一般的に中止すべきという警告を出し、日本でもフッ素洗口、塗布用医薬品が薬事法上劇薬指定されているなど、フッ素塗布事業の受診券には有効性だけでなく危険性も明記すること。(保健所地域保健課)

●市内医療従事者や福祉関係者、市職員へ、HIV 感染者への偏見や差別を防ぐ正しい情報の啓発を毎年実施すること。(保健所保健予防課)

●精神疾患という認識が低い、各種依存症と相談窓口についての啓発を進めること。市の HP など、アルコール・ニコチン依存以外、ゲーム依存やギャンブル依存、万引き依存などについても相談窓口や当事者の会などの情報提供を行うこと。(保健所保健予防課)

●多剤服薬のリスクを市民に啓発し、市内医療機関や薬局に 6 種類以上の薬を服用する患者の処方を見直すよう求めること。(保健所総務企画課)

- ウイルス性の感染症に抗微生物薬を投与しても効かないことを市民に啓発し、市民が求めても処方しないよう医療機関に求めること。(保健所保健予防課)
- 不妊で悩む方への施策は、身体的にも精神的にも大きな負担がある不妊治療の助成だけではなく、相談事業を行い、不妊治療を検討する市民や不妊治療中の市民に、医療機関とは違う視点での幅広い情報提供を行うこと。(保健所地域保健課)
- 日本では男性不妊に対する認識が不足している現状であり、男性不妊の治療に十分な知見を有する医療機関も少ないことから、不妊治療の助成だけではなく、男性不妊の可能性や改善策、適切な医療機関情報などを積極的に啓発すること。(保健地域保健課)
- ワクチンに関しては、接種勧奨と同時に副反応被害の情報提供を行うこと。特に、同時接種後の乳幼児死亡事例は毎年5~6件報告されていることを重く受け止め、医療機関と保護者に注意喚起すること。(保健所健康増進課)
- HPV ワクチンの当事者と保護者向けリーフレットは、内容が薄くて接種勧奨に偏る概要版を市 HP から削除し、学習障害等の副反応情報やアレルギーの禁忌事項が記載されている医療者向けリーフレットを掲載すること。(保健所健康増進課)
- HPV ワクチンについては、市 HP で添付文書記載の副反応情報を周知すること。(保健所健康増進課)
- HPV ワクチンの接種勧奨となっている個別通知は取りやめること。(保健所健康増進課)
- ワクチンの副反応は接種直後だけではなく、様々な副反応の種類があることから、医師にも保護者にも見逃されるケースが多々ある。医師からの報告制度も不十分である現状から、HPV ワクチン接種者の実態調査を行うこと。(保健所健康増進課)
- 感染に気付かず発症してしまう割合が高齢者に大きいことから、様々な年齢層に向けた HIV 感染予防の啓発を行うこと。(保健所保健予防課)
- 保健所でエイズ(HIV)検査や性感染症検査を、無料、匿名で受けられることが一般に知られていない。特に市内中高生への啓発に重点を置き、チラシを作成し配布するなど積極的に啓発すること。(保健所保健予防課)
- 福島第一原発事故により柏市がホットスポットになった経緯から、甲状腺超音波検査の実施については毎年行い、助成対象者全員への個別通知や、学校メーリングリストの活用などにより、対象者の周知に積極的に努めること。(保健所総務企画課)
- 衣料用洗剤や柔軟剤などの香料が、化学物質過敏症などの健康被害を引き起こすと、国民生活センターに、一定数相談が寄せられていることを鑑み、岐阜市等先進事例を参考にしてポスターを公共施設に掲示する等、使用を控えるよう啓発すること。(保健所生活衛生課)
- 食品に含まれる添加物の種類と目的、規制の歴史や表示について、職員の出前講座や公民館主催事業、ホームページ

や広報かしわへの記載で啓発すること。(保健所生活衛生課)

## 環境政策

- 全ての審議会やイベントで、ペットボトル飲料の支給をやめ、マイボトル持参を呼び掛けること。(環境部廃棄物政策課)
- リユース食器利用助成事業を行い、地域の祭りなどでリユース食器を活用するよう、地域団体への啓発を行うこと。(環境部廃棄物政策課)
- 学校給食・保育園給食の廃油からリサイクルせっけんを作り、それを公共施設で使うなど、市内 NPO などと連携し、柏市ならではの資源循環施策を構築すること。(環境部廃棄物政策課)
- 8000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針の撤回を国に求めること。また市の公共事業に利用しないこと。(環境部環境政策課)
- 生涯学習まちづくり出前講座の地球環境問題のメニューには現在「地球温暖化」しかないが、海洋汚染や森林破壊、外来種の増殖など数多くの環境問題があり、市民ひとりひとりの行動を変える必要がある。職員の出前講座や公民館主催事業、ホームページや広報かしわへの記載で啓発すること。(環境部環境政策課、生涯学習部生涯学習課)
- 使い捨てプラスチック製品や、微細すぎて下水処理施設をすり抜けてしまう化学合成繊維製品がマイクロプラスチックの海洋汚染につながる現状を、職員の出前講座や公民館主催事業、ホームページや広報かしわへの記載で啓発すること。(環境部環境政策課)
- PRTR 法で規定される指定化学物質は水生生物に悪影響を及ぼすことから排出抑制に努めること。生き物多様性プランの見直しにあたっては、これを盛り込むこと。(環境部環境政策課)
- 農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられるネオニコチノイド系農薬やグリホサートなどを、公共施設や公園、街路樹等で使用しないこと。(総務部資産管理課、都市部公園管理課)
- 農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられ、禁止国もあるグリホサートや類似物質を除草剤として各家庭で簡単に使ってしまう日本の現状から、使用量削減のため市民への啓発を行うこと。生き物多様性プランの見直しにあたっては、これを盛り込むこと。(環境部環境政策課)

## 農業政策

- 土壌汚染や化学物質過敏症を引き起こす農薬、特に世界的に使用抑制が呼び掛けられるネオニコチノイド系農薬や、グリホサートなどの使用量削減のため、農業者や家庭菜園に関わる市民への啓発に努めること。(経済産業部農政課)
- 主要農作物種子法の廃止や、種苗法改訂によって、優良な種子の安定供給が損なわれないよう、県へ要請すること。国の農業政策の影響についての情報を適切に、市内農業者に伝えること。(経済産業部農政課)
- 遺伝子組み換えやゲノム編集について、世界の規制と日本の対応について、職員の出前講座や公民館主催事業、ホー

ホームページや広報かしわへの記載で啓発すること。(経済産業部農政課)

●国・県認証制度の農業者への周知や、農薬低減に取り組む農家への補助金支援だけではなく、いすみ市など先進事例を研究し有機農業推進のための柏市独自の支援策を行うこと。(経済産業部農政課)

●いすみ市等の先進事例を研究し、学校給食の材料として無農薬・減農薬の米・野菜の利用を増やすこと。有機農業推進策として費用を市が負担し、給食有機化に伴う費用は給食に上乘せしないこと。(経済産業部農政課、学校教育部学校保健課)

## 学校教育における子どもの貧困対策

●就学援助に係る就学旅行費、校外活動の見学料の上限額を各校に周知し、限度内で計画できているか毎年確認すること。(学校教育部学校教育課)

●就学援助への児童会費、生徒会費、部活動補助費の項目追加を行うこと。(学校教育部学校教育課)

●就学援助認定のための算定方法については随時見直し、障害者加算など申請理由の要件を広げること。例) 千葉市：税の非課税や減免、国保料の減免、生活福祉金貸付、ハローワーク登録、障害者加算など。(学校教育部学校教育課)

●小中学校の体操服は全校で学校指定品を止めるよう指導すること。(学校教育部児童生徒課)

●小中学校の体操服やジャージは、全校で名前刺繍を止めるよう指導すること。(学校教育部児童生徒課)

●算数セットは全て学校備品とし、保護者の経済的負担を削減すること。(学校教育部学校財務室)

●予備分だけではなく全ての児童が使う鍵盤ハーモニカを学校備品とし、吹き口のみ個人購入にするなど、保護者の経済的負担を削減すること。(学校教育部児童生徒課)

●制服やジャージの指定ボタン、校章や名前の刺繍などを廃止し、リユースを進めること。(学校教育部児童生徒課)

●中原中学校を参考に、各中学校やPTAで行う制服リユースの取り組みは、生活保護世帯と児童扶養手当受給世帯の6年生児童に優先して情報提供すること。(学校教育部児童生徒課)

●部活動・特設クラブ活動のあり方に関するガイドライン第3版にあるように、各校が保護者の経済的負担軽減を行うよう、指導を徹底すること。(学校教育部指導課)

## 学校教育における困難な状況の子どもへの支援

●全中学校区に一人ずつのスクールソーシャルワーカーの設置目標に向けて、推進すること。(学校教育部児童生徒課)

●学校給食費は公会計に改め、給食費未納家庭を市が把握すること。未納の裏には経済的困窮やネグレクト、保護者の理解不足なども考えられることから、福祉的知識の豊富な職員が対応すること。(学校教育部学校保健課、児童生徒課)

●柏市内のフリースクールと学習相談室、適応指導教室等、不登校の児童生徒に関わる機関と、定期的な情報交換や今後の施策の協議を行うこと。コロナ禍にあっても、オンライン会議などを実施し、必要な情報共有が滞らないようにすること。学習相談室や不登校児のための別室、支援員をふやし、特に小学校で保護者の送迎がなくても子どもたちが通えるようにすること。(学校教育部児童生徒課)

●適応指導教室と学習相談室は市内在住の子どもを全て受け入れること。(学校教育部児童生徒課)

●不登校児童生徒にも、進路相談など、重要な情報を確実に周知すること。コロナ禍を理由に例年行われている「ひまわりの会」などの情報提供がなくなることがないように、配慮すること。(学校教育部児童生徒課)

●スクールカウンセラーを全校週に1回配置し、相談室は職員室などから隔離すること。(学校教育部児童生徒課)

●学習支援活動を行うことも食堂等地域団体と連携して、不登校の児童生徒の学ぶ場を地域に拡充すること。(学校教育部児童生徒課)

●ヤングケアラーの実態調査を毎年行い、福祉機関と連携して支援に繋げること。(学校教育部児童生徒課)

●市立柏高等学校では、生徒が妊娠した場合を想定し、妊娠した生徒に対して安易に休学や退学を勧めることはせず、体育を座学で行うなどの配慮をし、必要な学力を伴った状態で卒業させるよう対応すること。(学校教育部市立柏高等学校)

●障害児の就学先の決定は、子ども本人や保護者の意向を尊重し、通常学級を希望する場合は、施設の整備及び人員の確保を行い、受け入れること。(学校教育部児童生徒課、学校施設課)

●1クラスに1人以上いると言われる色覚多様性者(色弱性質)の児童生徒に対する教職員の理解を深め、きめ細やかな支援に繋がられるよう、学校教員向けの研修を徹底すること。(学校教育部児童生徒課)

●1クラスに1人以上いると言われる色覚多様性者にもわかりやすい「カラーユニバーサルデザイン」を、市内小中学校・公共施設へ採用すること。(学校教育部学校施設課、総務部資産管理課)

## 開かれた教育

●教科書採択の公正確保の観点から、教科書の選定にあたっては東部採択地区の採択協議会を傍聴できるようにし、議事録のHP公開を行うよう求め、我孫子市教育委員会と協議すること。(学校教育部指導課)

●県教育委員会主催の教科書展示会において、閲覧者の意見を自由記述式で募り、東部採択地区の採択協議会で情報共有すること。(学校教育部指導課)

●教科書展示会開催を、1か月前には市HPで周知すること。また、教職員への周知を徹底すること。コロナ禍であっても教科書展示のような重要な教育施策が滞ることのないように実施すること。(学校教育部指導課)

●道徳の授業の実施にあたっては、固定的な道徳感の押し付けが行われないよう、答えを用意せずに、子どもたちに考えさせる内容にすること。少数意見を否定しないよう、徹底すること。(学校教育部指導課)

●PTA の任意加入の問題を各校 PTA に周知していくこと。(生涯学習部生涯学習課)

●PTA の望ましい運営方法を示した学校向けの手引きを作るなど、PTA 改革が進むよう、支援をすること。(生涯学習部生涯学習課)

## 学校給食

●いづれ全ての小中学校の給食室を廃止し、センター給食に集約していこうとする、「学校給食将来構想案」は見直し、今後の学校給食の運営には、栄養士や学校職員、保護者、子どもたちの声を反映させていくこと。(学校教育部学校保健課)

●学校給食においては、文科省の米飯給食の推進の通知に沿って、米飯割合を週 4 回程度に上げること。(学校教育部学校保健課)

●学校給食においては、調味料や加工品の遺伝子組み換え食品、ゲノム編集、人工甘味料、合成着色料、香料の使用状況を把握し、できる限り削減すること。(学校教育部学校保健課)

●現給食センター建て替えにおいては、越谷市などの先進市を参考にし、給食センターを活用した長期休暇中のこどもルームへの給食提供を検討すること。(学校教育部学校保健課)

●文科省が誤食死亡事故の再発防止のために作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿って、柏市の「学校給食における食物アレルギー対応の指針」と、各学校の対応を見直し、食物アレルギーを持つ児童生徒が誤飲誤食を起こさない体制を作ること。(学校教育部学校保健課)

●狭山市など先進市を参考にし、専用ノートを活用するなど、食物アレルギーを持つ児童生徒が誤飲誤食を起こさない体制をつくること。(学校教育部学校保健課)

●エピペン保持者など、重篤なアレルギーを持つ児童生徒の情報は学校全体で共有し、万が一の事態に全学校・全教職員が迅速に対応できる体制をつくること。(学校教育部学校保健課)

●運動誘発アナフィラキシーなど、本人や家族が自覚しないまま発症するアレルギーもあるため、全職員にアレルギーに関しての知識を共有すること。(学校教育部学校保健課)

●給食室改修工事中の代替給食については、保護者負担の食材費の金額内だけでなく、柏市負担の施設費、人件費、光熱費など考慮した金額内で、通常の給食に近い量、栄養価のあるものを用意し、増額分は柏市の負担とすること。(学校教育部学校保健課)

## 学校教育における人権擁護

●インクルーシブ、チャイムの廃止、服装の自由化、宿題廃止、定期テスト廃止、固定担任制廃止など、学校の自由化を進

めて不登校や荒れた生徒を減らした学校改革事例を学校管理職と共有すること。例：世田谷区立桜丘中学校 千代田区立麴町中学校 大阪市立大空小学校 奈良県御所市立大正中学校など（学校教育部児童生徒課、指導課）

●校則や生活の決まりなどは、毎年生徒たち自身で見直し、改正が行えるよう、明文化して配布し全校がホームページで公開すること。（学校教育部児童生徒課）

●校則や生活の決まりなどは、毎年生徒たち自身で見直し、改正が行えるよう、全校に校則検討委員会を置くこと。（学校教育部児童生徒課）

●HSP やトランスジェンダーの子どもの登校のハードルになっている制服を、着なくてもよいこと、カミングアウトしなくても戸籍上の性別と違う制服を着ても良いことを、HP や校則、学校の決まりなどに明記すること。（学校教育部児童生徒課）

●黒髪強要、男女別に髪形や服装を指定する校則や生活の決まりなどは、性的少数者や外国にルーツのある子どもを傷つける恐れがあり、性差別・人種差別の人権侵害として全校で廃止すること。（学校教育部児童生徒課）

●防寒具や水筒、日焼け止めなどの使用を制限する校則や生活の決まりなどは、生徒の命や健康を害する恐れがあり、全校で廃止すること。（学校教育部児童生徒課）

●下着の色指定など人権侵害に繋がる決まりが、明文化されないまま強要されている場合があるので、中学高校はもちろん、小学校でも禁止を周知すること。（学校教育部児童生徒課）

●1/2 成人式を始め各種学校行事や、作文等の課題の中で、家庭のプライバシーに干渉する取り組みが行われないよう、常に見直し指導を徹底すること。（学校教育部指導課）

●性の多様性の理解のための研修は、小中高等学校で、臨時講師を含めたすべての教職員が必ず受けること。特に子どもからの相談を受ける養護教諭、スクールカウンセラーへの研修は必須とすること。（学校教育部児童生徒課）

●当事者支援団体などと連携して、児童生徒から性の多様性に関する相談を受けた場合の対応指針を作成すること。また、教職員だけでなく、当事者やその家族も閲覧できるようにすること。（学校教育部児童生徒課）

●小学校の間に必ず 1 回は、人権教育プログラム（子どもへの暴力防止プログラム CAP など）を受けられるよう全校に働き掛け、財政支援を行うこと。（学校教育部児童生徒課）

●中学校の間に必ず 1 回は、人権教育プログラム（デート DV 防止プログラムなど）を受けられるよう、全校に働きかけ、財政支援を行うこと。（学校教育部児童生徒課）

●低年齢での妊娠・中絶・性感染症が増えている現状から、保健師、助産師などの専門家による、身体と人格を尊重し合う正しい性教育と、性感染症防止に向けて具体的な指導を、それぞれの年齢に合わせて全校で行うこと。（学校教育部学校保健課、生涯学習部生涯学習課）

●性については、身近な大人に相談できずに思い悩む子どもがいるため、保健所でエイズ（HIV）検査、性感染症検査を、無料、匿名で受けられることを明記した啓発物を中学校・高校で配布すること。（学校教育部学校保健課）

●性については、身近な大人に相談できずに思い悩む子どもがいるため、よりそいホットラインや思春期電話相談、デートDV110番、妊娠SOSなど、具体的な相談窓口を明記した啓発物を中学校・高校で配布すること。(学校教育部学校保健課)

## 健やかに過ごせる学校づくり

●学校予算で教室に加湿器を設置している例が増えたため、フィルターの交換・掃除などメンテナンスの徹底を行うこと。(学校教育部学校保健課)

●学校では、刺激の強い抗菌剤を含む手洗い洗剤を使用しないよう、毎年周知すること。(学校教育部学校保健課)

●学校では、PRTR法で規定される指定化学物質(特に第一種指定化学物質)を含む洗剤等を使用しないこと。(学校教育部学校保健課)

●芳香剤の成分は公開されていないため、化学物質過敏症を誘発する化学香料を使用しているも、把握することは困難であることを踏まえ、学校施設では芳香剤などを使用しないよう周知徹底すること。(学校教育部学校保健課)

●心電図検査は対象学年を増やし、検査結果を無期限で保管すること。(学校教育部学校保健課)

●全校で置き勉禁止指導を是正し、子どもたちの荷物の軽減に努めること。また、定期的に周知していくこと。(学校教育部指導課)

●子どもたちが長時間過ごす教室にWi-Fiが設置されたため、定期的に電磁波測定を行い、数値を周知すること。(学校教育部学校保健課)

## 選挙・主権者教育

●期日前投票所の設置を拡充すること。(選挙管理委員会事務局)

●選挙公報は新聞折り込みではなく、全戸配布にすること。(選挙管理委員会事務局)

●市内高校、大学に協力を呼び掛け、期日前投票所の設置や選挙公報配布など、若年層への啓発を進めること。(選挙管理委員会事務局)

●若年層への選挙啓発を広げるため、担当職員に情報研修を行うなどSNSの広報方法を見直すこと。(特に期日前投票の周知、投票状況、開票結果など市民にとって最低限必要な情報は、公式Facebookや公式Twitter、公式LINEで確実に発信すること。)(選挙管理委員会事務局)

●選挙運動費用の公費負担の上限額について、市場価格を調査し、上限金額を下げることを検討すること。また、豊橋市のようにポスター作製に関する費用明細書の添付を求めるなど、より厳格な管理を行うこと。(選挙管理委員会事務局)



●若年層への主権者教育として、全中学校と市立柏高校で実際の選挙公報を使った模擬投票を行うこと。(学校教育部指導課、学校教育部市立柏高等学校、選挙管理委員会事務局)

●保護者と一緒に投票所に行った経験のある子どもは、選挙に参加する大人に成長する確率が高いことがわかっている。保護者と共に投票所に来る子どもを増やすための事業の実施を今後も継続すること。(選挙管理委員会事務局)

●若年層へ主権者教育として、柏市議会の議場見学、こども議会の開催を学校教育に積極的に取り入れること。(学校教育部指導課)